令和5年度恵庭市教育委員会会議(5月定例会)会議録

日 時	令和5年5月9日(火)	開会17時30分 閉会18時30分	
会場	市民会館 IF 第1会議室		
出席委員	教育長教育長職務代理者 委員 委員	岩渕 隆 土谷 秀樹 尾形 直子 福屋 栄人 白﨑 亜紀子	
会議出席者	教育部長 教育総務課長 教育総務課長 教育教育 支育 教育 支 教育 进 課 長 養 推 對 育 維 對 育 総 務 課 長 教育 総 務 課 長 教育 総 務 課 指 導 主 事 教育 総 務 課 主 査	狩鳴 本 在 藤 黒 井 野 鵝 本 本 氏 井 野 鵝 本 本 氏 井 野 越 北 井 番 野 超 地 土 小井 谷 本 谷	
議題及び議事の概要	別紙のとおり		
会議の傍聴を許可された者	l名		
議事録署名委員	白﨑 亜紀子		

令和5年度恵庭市教育委員会会議(5月定例会)結果表

令和5年5月9日(火) 17時30分開会 18時30分閉会

会場:市民会館 |F 第|会議室

	云湖:中闪云品 1	· 3.2532
事案番号	件名	議決結果
議案第1号	第1地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の選出について (非公開)	原案可決
議案第2号	恵庭市立松恵小学校 学校運営協議会委員の選任について (非公開)	原案可決
議案第3号	恵庭市立若草小学校·柏陽中学校 学校運営協議会委員の変更に ついて(非公開)	原案可決
議案第4号	恵庭市立恵み野小学校 学校運営協議会委員の選任について (非公開)	原案可決
議案第5号	恵庭市立恵み野旭小学校 学校運営協議会委員の変更について (非公開)	原案可決
議案第6号	恵庭市立恵庭中学校 学校運営協議会委員の選任について (非公開)	原案可決
議案第7号	恵庭市立恵み野中学校 学校運営協議会委員の選任について (非公開)	原案可決
議案第8号	恵庭市いじめ問題調査委員会委員の選任について(非公開)	原案可決
議案第9号	恵庭市社会教育委員の一部改選について(非公開)	原案可決
議案第10号	恵庭市公民館運営審議会委員の一部改選について(非公開)	原案可決
議案第 号	恵庭市図書館協議会委員の選任について(非公開)	原案可決
議案第 12 号	恵庭市教育振興推進交付金取扱要綱の一部改正について	原案可決
議案第 13 号	恵庭市私立高等学校教育振興補助金交付要綱の制定について	原案可決
議案第 4 号	恵庭市教員住宅のあり方基本方針(案)の改定について	原案可決
議案第 15 号	補正予算について	原案可決
報告Ⅰ	令和5年度教育関係予算の概要について	報告済み
報告2	令和5年度教育部次長職の個別特命事項について	報告済み

報告3

令和5年度「恵庭市いじめ防止基本方針」改定について

報告済み

○会議出席者

岩渕教育長

教育委員:土谷委員、尾形委員、福屋委員、白﨑委員

事務局 :狩野教育部長、大嶋教育部次長、佐々木教育総務課長、藤本教育支援課長、黒氏社

会教育課長、藤井読書推進課長、髙野郷土資料館長、堀越教育施設課長、北教育総

務課指導主事、小井教育総務課主査

議 事 録

開会 17時30分

教育長

只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程 I、議事録署名委員の指名について事務局お願いします。

事務局

今回会議の議事録署名委員は、白﨑委員お願いします。

教育長

よろしいでしょうか。

委 員

(承認)

教育長

次に日程2、前回会議録の承認について事務局お願いします。

(事務局から前回の議事録について報告)

ただいまの記録のとおり承認するということでよろしいですか。

各委員

(はいの声)

教育長

続いて日程3、議案に入ります。

- (議案第1号非公開審議)
- (議案第2号非公開審議)
- (議案第3号非公開審議)
- (議案第4号非公開審議)
- (議案第5号非公開審議)
- (議案第6号非公開審議)
- (議案第7号非公開審議)
- (議案第8号非公開審議)
- (議案第9号非公開審議)
- (議案第10号非公開審議)
- (議案第11号非公開審議)

教育長

次に、議案第12号 恵庭市教育振興推進交付金取扱要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第12号「恵庭市教育振興推進交付金取扱要綱の一部改正」について、ご 説明いたします。議案書26ページから29ページをご覧ください。

今回の改正は、交付金交付の目的を「恵庭市の教育水準の向上」から「豊かで 特色ある学校づくり」へ変更したこと、交付金対象事業選定等のための「恵庭市教 育推進委員会」の設置を行わないこととしたこと、また、交付金に係る手続について は、恵庭市補助金等交付規則によるものとし、現行の関係条文を削除する、3点とな っております。

それでは、27ページの新旧対照表をご覧ください。第 | 条の目的につきましては、「特色ある学校経営の施策」とあるのを「学校教育の諸活動における地域の教育資源および学習環境を活用し、特色ある事業、学習等を推進する」と、「恵庭市の教育水準の向上」から「豊かで特色ある学校づくりを目指す」と、それぞれ改正しております。また、旧第3条の対象事業を、新第2条において、目的規定を受け、学校の目標や課題解決に向けた取り組みなどを交付の対象としております。第4条につきましては、旧規定では恵庭市教育推進委員会の規定を、新規定では、交付金に係る手続等を恵庭市補助金等交付規則にゆだねる規定に変更しております。旧第5条から旧第11条については、新第4条において市の補助規則にゆだねることとしていることからそれぞれを削除、新第5条として教育長への委任に関する規定を加えております。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願いいたします。

教育長

いま説明がありましたが、議案第12号について、ご質疑等はございますか。

委 員

具体的にどのようなものに対して交付されているのかということと、交付金額はどれくらいの規模でしょうか。

事務局

学校によって様々なものがございますが、例えば鮭の飼育活動や総合的な学習、 児童の登下校の安全対策などそういったものを交付対象としております。

金額につきましては、学校によって異なりますが、概ね300千円程度となっております。

教育長

現行の第5条以下がなくなった理由を再度端的に説明してください。

事 務 局

今までは、旧第4条にて交付対象事業の選定を行うために委員会を持っておりま した。

しかし、委員会による審査をすることで交付決定までに時間がかかっていたという 課題があり、監査の指摘もありまして、補助金の申請・交付決定の手続きについて は、市の補助金交付規則に準ずるものとすることで迅速化を図るもので、申請・交付 決定の文言を削除しております。

教育長

ほかにありますでしょうか。

各委員

(なしの声)

教 育 長

お諮りいたします、議案第12号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

教育長

議案第12号については、原案のとおりとします。 以上で議案第12号について終了いたします。 それでは、議案第13号 恵庭市私立高等学校教育振興補助金交付要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第13号「恵庭市私立高等学校教育振興補助金交付要綱の制定」についてご説明いたします。

議案書 3 | ページをご覧ください。この事業の目的についてでありますが、第 | 条記載のとおり、私立学校教育の振興を図ることを目的に、市内の私立高等学校が実施する事業又は活動に対して補助を行おうとするものであります。

第2条は、交付対象に関する規定となっております。

第3条は、補助の対象とする事業に関する規定となっております。

第4条は、補助事業に擁する経費を予算の範囲内で支出することを規定しております。 第5条は、その他の事項については、教育長が別に定めるものとした規定となっており ます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願いいたします。

教育長

いま説明がありましたが、議案第 13 号について、ご質疑等はございますか。

委 員

第3条の交付対象について、第1号の生徒の自主的な教育活動というものは、具体的にどのような活動を想定していますか。

事務局

具体的にどのような活動というものは、現時点ではございませんが、補助金申請の際に 生徒の自主的な教育活動と認められるものについて、補助の対象にするものです。

委 員

そうすると学校側が生徒たちの活動に対して、自主的な教育活動とされるものを補助金として申請するという形になりますか。

事務局

そういうことになります。

教育長

市内に文教大附属高校ができた関係で、他の市町村でも私立高校に対する補助がございまして、昨年度に札幌地区私立中学高等学校PTA連合会から陳情を受けたことを契機に、他の市町村の金額を参考に補助金額を積算しているところでありまして、第3条の規定についても、他市町村の要綱を参考にしているものと認識しております。

そのため、この生徒の自主的な教育活動については、具体的にどういうものということを設定しているわけではないと考えております。

今後、この第3条の規定については、他の市町村ではどのような扱いとしているか研究 していただきたいと思います。

委 員

この事業については、予算措置をしているということでよろしいでしょうか。

教育長

そのとおりでございます。

事務局

生徒一人あたり2千円で、生徒の定員数を乗じて積算しておりまして、予算額は960千円としております。

教育長

石狩管内の中ではこの金額は高い方ではなく、市町村によって、また規模によって生徒一人あたりの金額は様々であり、当市においては、この額が予算として今年度初めて認められたということになります。

他にご質疑ありますか。

委 員

(なしの声)

教育長

お諮りいたします、議案第 13 号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

教育長

議案第 13 号については、原案のとおりとします。

それでは、議案第 14 号 恵庭市教員住宅のあり方基本方針(案)の改定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第14号「恵庭市教員住宅のあり方基本方針(案)の改定」についてご説明い たします。

3月に教員住宅のありかたについて管理者住宅の廃止や一部教員住宅に転用したことをご報告させていただきましたが、そういった改定内容に反映し「教員住宅のあり方基本方針」について改正させていただきました。

赤字で書かれている部分が変更点であり主に管理者住宅の廃止とそれに伴う修理の 伴わない管理者住宅を一般教員住宅に転用すること、管理者、単身者の恵み野 I 号棟へ の入居が可能になったこと等の項目が追加となっております。現状として、2棟の元管理者 住宅を教員住宅として利用しております。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願いいたします。

教育長

いま説明がありましたが、議案第 14 号について、ご質疑等はございますか。

委 員

管理者住宅を教員住宅に変更したということで、管理者住宅の時は、そこに入った先生については、校長や教頭が学校の管理や学校に何かあった際にすぐ対応できるようにということがあったと思いますが、教員住宅になった場合には、そこに入った先生に対応していただくことはないという認識でよろしいでしょうか。

事務局

検討の段階で、そういったトラブルや対応が何件あったかなどについてアンケートを取っており、その結果、影響がないということで管理者住宅を廃止したものであり、新しく教員住宅に入った先生については、そういったことについては対応していただかないという判断となっております。

教育長

他にご質疑ありますか。

各委員

(なしの声)

教育長

お諮りいたします、議案第 14 号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

教育長

議案第 14 号については、原案のとおりとします。

次に、議案第 15 号 補正予算について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第15号「補正予算」についてご説明いたします。わたしのほうからは、高等学校入 学準備基金についてご説明いたします。

高等学校入学準備基金につきましては、経済的な理由によって高等学校等に就学することが困難な生徒の保護者に対して支給する入学準備金の財源となっている基金であります。

今回の補正は、「えにわ・花子さん愛情寄付条例」に基づき寄附をしていただいた額を補正しようとするものであり、ポータルサイトを経由した分 1,597 千円と担当窓口にて直接受領した分 200 千円の 1,797 千円を補正しようとするものであります。

私の方からは「子どもの読書活動を支える寄附」に伴う補正予算についてご説明申し あげます。44ページをご覧ください。

4月14日に 恵み野旭小学校PTA様より恵み野旭小学校へ200 千円のご寄付をいただいております。

45ページをご覧ください。

子どもの読書活動を支える寄付制度に基づき、寄付額と同額を上乗せして補正し、恵み 野旭小学校に400 千円を配分するものです。

46 ページをご覧ください。

| 月から3月までのふるさと納税としまして、| 64件の寄附、金額にしまして267万2 千円がございました。

これにつきまして、青少年・文化振興基金に積み立てるということで、ふるさと納税経費相当分を除いた 117 万 6 千円を補正しようとするものであります。

私からは、「恵庭市地区会館等LED化事業」補正予算についてご説明申し上げます。 今年度行う予定であります公民館を含めた会館10館(約1300灯)の地区会館等のL ED化事業ですが、財源が基金の利用となっておりましたが、今年度、より有利な条件の財源がありましたので、財源変更に伴う歳入予算の補正となります。

資料の47ページをご覧ください、基金を使う予定の財源が教育債となり歳入の教育債について32,700千円の歳入となります。それに伴い48ページをご覧ください、社会教育施設整備事業債が増額となり、変更限度額66,600千円となります。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、このとおり第2回定例会に議案として提出することとしてよろしいか、ご審議いただき、原案どおりご承認していただけるよう、お願い申し上げます。

教育長

ご質疑ありますか。

各 委 員

(なしの声)

教育長

お諮りいたします、議案第 15 号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

教育長

議案第 15 号については、原案のとおりとします。

続いて、日程4、報告に入ります。

報告 I は、令和 5 年度教育関係予算の概要についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局

始めに、Iページをご覧ください。

恵庭市の令和5年度予算のタイトルでありますが、「新たな時代に向かって着実に歩みつづける」令和5年度予算です。また、サブタイトルは、~自治体だからこそ担える包摂の社会づくりを目指して~としており、次のページには、令和5年度予算の重点施策5本の柱があります。

Iつ目の、誰もが豊かで健やかに暮らせる共生のまちづくりでは、教育委員会関連の事業と致しましては、○印の付いております、拡大事業として「学びの森等設置支援事業」、また同じく拡大事業として「スクールカウンセラー等相談事業」があります。

次の3ページには、2つ目の、恵庭から発信する脱炭素社会実現へのまちづくりでは、◎ の付いております、新規事業として「公共施設 LED 化事業」があります。

3つ目の、緑化フェアの心を生かした魅力溢れるまちづくりでは、教育委員会関連の事業はございませんが、ガーデンフェスタ北海道2022 公式テーマソング「花のふるさと」の活用につきまして、各小中学校で「副読本でのふるさと教育」や「校内放送」さらには、合唱等、様々な授業等での活用につきまして、依頼しておりますので、ご報告いたします。

次の4ページには、4つ目の、暮らしを守る強靭で安全安心なまちづくりでは、◎の付いております、新規事業として本年度は「総合防災訓練事業」を実施する予定となっております。

5つ目の、便利で快適な暮らしが実現できるまちづくりでは、○印の付いております、拡大事業として「ICT教育環境整備事業」、また、・の付いております、継続事業としまして、「就学援助世帯へのオンライン学習支援」があります。

令和5年度予算の重点施策5本の柱につきましては以上でございます。

次に、5ページをご覧ください。

3、歳出予算の概要の中ほどの10款、教育費をご覧ください。

令和 5 年度の教育費予算総額でありますが、1,696,542 千円で、右の欄「予算額比較」にありますとおり、前年度比較で、マイナス 173,130千円のマイナス 9.3%となっております。

この、マイナスの要因ついてでありますが、教育用端末の整備事業が終了したことと、恵み野小学校校舎・講堂防音機能復旧事業が終了したことから前年比で、約230,000千円の減となっております。

なお、教育費予算全体では基本的には、学校教育に係る経常的に必要な予算は確保されているものと考えております。

次に、令和 5 年度予算の主なものについて簡単に説明いたします。 6ページをご覧ください。

中ほどですが、10款、教育費をご覧ください。

事業名の頭に表示している◎は新規事業、○は拡大事業となっており、こちらを中心に 説明いたします。

まず、はじめに「〇印」の『中学校部活動指導員配置事業』ですが、中学校における部活動指導員の設置であります。昨年度は3名の配置でありましたが、本年度は各中学校に希望調査を実施し、4校に各 | 名を配置し、計4名といたします。また、令和3年度から、各学校でボランティアによる外部指導者の保険料予算を新たに措置しております。

次の「②」でありますが、『私立高等学校補助金』として、市内に新たに開校いたしました私立高等学校への補助金となっております。

次の「〇印」の『青少年指導員配置事業』ですが、当市でも増加傾向にあります、不登校児童生徒の学びを保障するため、新たに開設いたしました「学びの森」等に配置いたします指導員の増員であります。

次に「〇印」の『スクールカウンセラー等相談事業』ですが、本年度から会計年度任用 職員のスクールカウンセラーを | 名体制から2名体制と増員し、増加傾向にある不登校児 童生徒や様々な悩みを抱えております児童生徒の相談体制の強化を図りました。

次に7ページの「②」でありますが、『小学校水泳授業における民間プール等活用事業』ですが、水泳授業における民間のプールを利用いたします3校分と、プール授業への民間プールのインストラクターを派遣致します5校分の事業となっております。

次に「〇印」の、「ICT教育環境整備事業」ですが、本年度からICT支援員を市の会計年度任用職員として配置し、各学校のICT教育環境を整備するとともに、小学校のデジタル教科書の更新や、小学校2校のサーバーを更新する事業となっております。

最後に、「◎」の「地区会館等 LED 化事業」ですが、地区会館 9 館と島松公民館の LED 化を行う事業であります。

令和5年度予算の概要は以上であります。

教育長

報告 | について、ご質疑等はございますか。

委 員

青少年指導員配置事業について、計 | 2名とありますが、増員となって | 2名ということだと思いますが、何名増員ですか。

事務局

4名です。青少年指導員については、これまで週29時間勤務の職員となりますが、今年度増員した指導員は、週15時間勤務の職員となります。

教育長

具体的な配置場所はどこですか。

事務局

学びの森と島松のステップルームです。

教育長

他にご質疑ありますか。

委 員

地区会館等LED化事業ですが、3ページの公共施設LED化事業費38,177千円との差額についてですが、スポーツ施設の事業費という認識でよろしいですか。

事務局

おっしゃるとおりです。

教育長

他にご質疑ありますか。

各委員

(なしの声)

教育長

なければ、以上で報告Ⅰについて終了いたします。

続いて、報告2は、令和5年度教育部次長職の個別特命事項についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告2、令和5年度教育部次長職の個別特命事項について報告いたします。

報告資料の8ページをご覧ください。

1の目的は、記載のとおりでございます。

次に、2の(I)に次長職の共通分掌事項が①から⑧までありますが、この①から ⑧以外に、次長職の個別特命事項を設定しております。

(2) に教育部次長の個別特命事項として、一つ目に不登校対策及び教育支援 センターの充実に関すること、二つ目に図書館改修基本構想の策定に関することと しております。

また、次長職はこの事務を所管する各課長、その他の職員を指揮監督することとしております。

なお、この通達は、令和5年5月1日から施行することで通達を出しております。 以上、報告いたします。

教育長

報告2について、ご質疑等はございますか。

各委員

(なしの声)

教育長

以上で、報告2について終了いたします。

続いて、報告3は、令和5年度「恵庭市いじめ防止基本方針」改定についてです。 事務局から説明をお願いします。

事務局

私の方からは、9ページ 資料NO.3 令和5年度「恵庭市いじめ防止基本方針」 改定について説明いたします。

令和5年3月に、北海道いじめ防止基本方針の改定について通知があり、それを 受けまして、恵庭市いじめ防止基本方針の点検・見直しを行うこととなりました。

令和5年度の恵庭市いじめ防止基本方針の改定にあたっては、このたび改定された令和5年度北海道のいじめ防止基本方針と平成30年度に改定した恵庭市いじめ防止基本方針を踏まえて策定することといたします。

令和5年度「北海道いじめ防止基本方針」の改定について、をご覧ください。

令和5年度の道のいじめ防止基本方針の改定にあたっては、社会情勢の変化やいじめの問題が長期化、深刻化していることを踏まえ、いじめの問題に一層危機感を持って取り組むために改定されており、主な改定のポイントとして、10点のポイントが示されました。

この10点のポイントにつきましては、これまでにも謳われていたことですが、これまで以上に①未然防止や早期発見など力が入れられていること、②関係機関との連

携がより強化されていること、③組織的な対応についてもより強化されていることなどが特徴となっております。

また、今回のいじめ防止基本方針は、子ども家庭庁の設置や生徒指導提要の改定とも連動して改定されているように見受けられます。

次に、令和5年度「恵庭市いじめ防止基本方針」の改定について、をご覧ください。

令和5年度「恵庭市いじめ防止基本方針」の改定についてでありますが、平成3 0年度に改定した恵庭市の基本方針の良いところと、この度の道の改定内容を踏ま え、次の5点の方向性をもって改定作業にあたりたいと考えております。

|点目。当然ですけど、道の基本方針の方向や|0項目の改定のポイントを踏まえた内容にいたします。

2点目。基本的な方向や考え方や理念については道の構成や標記に合わせて整合性を図りたいと思っています。

この点につきましては、恵庭市の基本方針が初めて策定されたのが平成26年ですけど、それから約10年が経過しまして、社会情勢が大きく変化する中で、現行の恵庭市の基本方針を加除修正するだけでは対応しきれなくなっている面が多くなってきていると感じております。

また、いじめ問題やその対応への社会的関心が明らかに高まっていますので、道と 市の整合性を図っていく必要があると考えており、校正や表記については、道の方針 に合わせる方向で全面的に見直しする予定です。

3点目。「学校が実施する施策」や「重大事態への対応」については、平成30年度改正の恵庭市いじめ防止基本方針の方が、より具体的に学校や教育委員会が何をすればいいのかわかりやすく書かれているので、この辺は抽象的な表現ばかりだと使いづらいので、平成30年度の恵庭市の基本方針を生かしていく予定です。

4点目。学校にとっては実効性というのが大事な要素で、活用できなければ意味がないので、道の方針は59ページにわたる冊子ですけど、そのままでは学校は使いづらいので膨大な分量にならないように配慮したいと思っています。

5点目。恵庭市の基本方針に則って運営されている様々な事業がありますので、 関連がある表現を残していきたいと考えています。

次に、今後のスケジュールについてですが、記載のとおりとし、7月には改定の素案をお示ししたいと考えております。また、11月には、最終的に案のとれた、「令和5年度改定版の恵庭市いじめ防止基本方針」をHP等で公表できるよう進めていく予定です。

報告は以上となります。

教育長

報告3について、ご質疑等はございますか。

委 員

素案の作成するメンバーはどなたになりますか。

事務局

教育支援課に配属されている職員で、青少年指導員の中のスクールソーシャルワーカーを担当している方が主担当となり作成しております。

教育長

他にご質疑ありますか。

各 委 員 (なしの声)

教育長 なければ、以上で報告3について終了いたします。

(次回の日程確認)

その他、全体を通して何かありますか。

なければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。 ありがとうございました。

終了